

平成 20 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン
代表者名 取締役社長 浅川岳彦
(コード番号8107 大証第1部)
問合せ先 取 締 役 木村裕輔
(電話 078-306-0801)

平成 21 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出完了のお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 13 日付「平成 21 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出遅延に関するお知らせ」において、金融商品取引法に定める提出期限（平成 20 年 11 月 14 日）までに第 2 四半期報告書を提出できる見込みがない旨をお知らせし、また、平成 20 年 11 月 25 日付で同期限の翌日から起算して 15 日を経過する日までに当該四半期報告書を提出できる見込みがない旨をお知らせしておりましたが、平成 20 年 12 月 25 日付で当該四半期報告書を関東財務局に提出いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 第 2 四半期報告書の提出遅延の理由

当社は、平成 21 年 3 月期第 1 四半期報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している旨の注記を行いました。当該注記に記載事項のうち、当社が平成 17 年 12 月 21 日に発行いたしました第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の残存価額 2 億 80 百万円につきまして、償還期限が平成 20 年 12 月 22 日到来することとなっておりましたが、当第 2 四半期報告書の提出期限及び同期限の翌日から起算して 15 日を経過する日までに、当該社債の償還又は期限延長等の計画について未確定であったことから、第 2 四半期報告書の提出が遅延しておりました。

当社が、平成 20 年 12 月 22 日に公表いたしました「資金の借入れ及び社債の償還期日延長に関するお知らせ」に記載の通り、当社は平成 20 年 12 月 22 日付で当社役職員、取引先関係者、ならびに当社を支援いただける投資家より 1 億 8 百万円の資金を借入れすることを決定し、他方、当該社債の社債権者との間で、同日付で当該社債の残存総額 2 億 80 百万円のうち 1 億円を同日償還することを条件に、残存額 1 億 80 百万円について償還期日を 1 年間延長するとともに、その間、月次で償還を実行することで合意し変更契約を締結し、同日、当該契約に基づき、1 億円の償還を完了いたしました。

これにより、当社は「継続企業の前提」の判断に資する合理的な資金計画等を監査法人に対し提示し、平成 20 年 12 月 25 日付で当第 2 四半期に係る四半期レビュー報告書を受領し、同日当該四半期報告書を提出いたしました。

2. 監理銘柄（確認中）の指定解除について

上記の通り、当社は金融商品取引法に定める期間の最終日の翌日から起算して 15 日を経過する日（平成 20 年 11 月 29 日（土））までに平成 21 年 3 月期第 2 四半期報告書を提出できる見込みがないことを開示したことにより、当社株式は平成 20 年 11 月 25 日付で監理銘柄（確認中）に指定されましたが、本日、当該四半期報告書を提出したことにより、平成 20 年 12 月 26 日付

で当社株式の監理銘柄（確認中）の指定が解除されることとなりました。

株主の皆様をはじめ、市場関係者ならびに取引先関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をお掛けし深くお詫び申し上げます。今後は当社経営再建に向け、全役職員一丸となって粉骨碎身努力してまいり所存であります。関係者の皆様におかれましては、今後も倍旧のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上